

G-SIBs破綻時の 総損失吸収力(TLAC)の確保に係る 最終合意の概要

19年1月から実施、22年1月に最低水準は
連結ベースRWA対比18%以上に

金融庁 総務企画局 国際室
課長補佐 高梨 佑太
係 長 小堀 琢也

TLAC規制の狙い

TLAC (Total Loss-Absorbing Capacity) とは、バーゼルⅢの規制資本に加えG-SIBs (グローバルなシステム上重要な銀行、注1) の破綻時に損失吸収や資本再構築にあてることが可能な長期社債等からなる総損失吸収力をさす。G-SIBs が破綻処理に入った場合、まず残存する規制資本が損失を吸収し、その後に債権者順位に従って、その他のTLAC適格負債等が損失を吸収することになる。また、一般的なシニア債とは異なり、TLACは金融機関等の資本再構築にも利用される場合がある。

これまで、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(以下、「KA」注2) に

2015年11月9日、FSB (金融安定理事会) から「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収および資本再構築に係る原則」と題する最終合意文書が公表され、同月15、16日に開催されたアンタルヤ・サミットにおいてG20首脳に報告された。本稿では、この最終合意文書の策定経緯や内容について概説したい。なお、本稿は特定の国の制度を前提とするものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁やFSB等の関係機関の公式な見解を表わすものではない。

沿って整備が進められてきた破綻処理の仕組みに加え、TLACの確保を義務付けることにより、G-SIBs が破綻した場合でも、金融システムの安定性への影響を最小化し、システム上重要な業務の継続を確保しつつ、納税者負担を回避する秩序立ったかたちで破綻処理を実施することをより確実なものとすることが可能になる。

TLAC規制の狙いは、そうした仕組みを導入することで、当局がG-SIBsの破綻時に安易に公的救済を選択することなく破綻処理を実施するというコミットメントの信憑性を高め、政府が巨大銀行を破綻させることとはないという投資家の期待を通じたG-SIBsへの「暗黙の公的補助金」(implicit public subsidy)を排し、また、TLAC保有者によってG-SIB

sのリスクテイクへの監視が強化されることを通じて、いわゆる「大きすぎてつぶせない」問題を終結させることである。

最終合意までの経緯

13年9月に開催されたG20サントペテルブルク・サミット
の首脳声明において、FSBは、
14年末までにG-SIFIs
(グローバルなシステム上重要な金融機関)の破綻の際の損失
吸収力の充実性に関する提案を
策定するよう要請を受けた。

これを受け、FSBは、BC
BS (バーゼル銀行監督委員
会)と協議のうえ、14年11月、
「グローバルなシステム上重要な
銀行の破綻時の損失吸収力の
充実」と題する市中協議文書を
公表し、同月のG20ブリスベン
・サミットに報告した。市中協

最終合意の内容

1. 適用対象

議にあわせて、FSB、BCBSおよびBIS（国際決済銀行）により包括的な影響度調査（定量的影響度調査、市場調査、ミクロ・マクロ経済影響度調査、および過去の事例における損失額分析）が実施され、そのなかでTLAC導入に伴う金融危機の発生確率の低下や危機時におけるG-SIBsの救済による財政負担等のコスト削減といった便益が銀行貸出金利の上昇といったミクロ・マクロ経済的な費用を上回ることが示された（注3）。

FSBは、市中協議に寄せられた意見（注4）や影響度調査の結果およびその後のFSBにおける議論をふまえ、TLACに係る原則およびチームシートを策定し、15年11月9日に最終合意文書を公表した。この最終合意文書は、同月15、16日のアンタルヤ・サミットにおいてG20首脳に報告された。

TLAC規制の適用対象となるのはG-SIBsである。ただし、新興国に本拠を有するG-SIBsについては、19年1月1日の規制開始当初は適用除外とされている（後述）。

2. TLACの水準

TLACは、バーゼルⅢで規定されている既存の「バーゼル規制資本」と「その他適格負債等」の合計額として算出される。このうち、「その他適格負債等」は、G-SIBsの破綻時の損失吸収に利用可能なものであり、たとえば、破綻処理の対象となる持株会社等が発行する普通社債等のほか、「当局による信頼性のある事前のコミットメント」（後述）が含まれる。

■最低水準

TLACは、2段階に分けて導入されることとなっている。第1段階として、破綻処理の対象となるG-SIBsの持株会社等において、各銀行グループに共通の最低水準（Minimum TLAC）として、19年1月1日から、連結ベースのリスクウェイトアセット対比（以下、「R

WA比」）で16%以上、かつ、バーゼルⅢで定められるレバレッジ比率規制の分母（会計上の総資産およびオフバランス項目の合計）対比（以下、「LRE比」）で6%以上のTLACを確保することが求められている。第2段階として、22年1月1日からは、連結ベースのRWA対比で18%、LRE比で6・75%（注5）のTLACを確保することが求められる（注6）。

この国際基準としての共通の最低水準に加え、G-SIBsのホーム当局（本拠地所在国の当局）と主たるホスト当局（ホーム当局以外のG-SIBsの活動拠点の当局）で構成される危機管理グループ（CMG・Crisis Management Group・注7）における協議および破綻処理可能性評価プロセス（RAP：Resolvability Assessment Process・注8）をふまえたうえで、ホーム当局は、各G-SIB単位の上乗せ基準を設定することができ。

なお、負債性のTier1およびTier2と、「その他適格負債等」との合計が、TLACの最

低水準の33%以上であることが「期待」されているが、義務付けられているわけではなく、ホーム当局が当該水準について上乗せ基準を設定することを否定するものでもない。

■バーゼルⅢとの関係

バーゼルⅢが、銀行が業務を継続する過程で生じる損失を吸収するための規制資本の枠組みであるのに対し、TLAC規制は、G-SIBsの破綻が金融システムの安定に与える影響を最小化し、システム上重要な業務の継続を確保するとともに、納税者負担を回避する秩序立った破綻処理を実施するための枠組みである。このように規制目的に差異があることから、規制資本の一部については、TLACとして算入することが認められていない。

まず、バーゼルⅢ上の資本保全バッファ（RWA比2・5%）やG-SIBサーチャージ等を構成するCET1（普通株式等Tier1）については、破綻処理に入る前に損失を吸収してしまっていると考えられることから、RWA比ベースのTLA

Cへの算入が認められていない。一方で、バーゼルⅢ上のレバレッジ比率規制においてバッファは求められていないため、LRE比ベースでのTLACの算出上は、RWA比ベースの規制とは異なり、バッファに相当するCET1を控除することが求められていない。バーゼルⅢで求められている最低自己資本比率（RWA比8%およびレバレッジ比率規制水準）およびバッファ相当分の合計を超過する余剰規制資本については、TLACへ算入可能である。

バッファ以外の規制資本についても、22年1月1日以降は、発行体や残存期間1年以上といったTLAC固有の要件（後述）を満たす必要がある。その結果、たとえば、少数株主持分のうち、バーゼルⅢ上規制資本として認められるCET1については制限なく算入可能である一方、AT1（その他Tier1）および「Dis2資本については21年12月31日までに限り算入が認められている（注9）。

■預金保険基金の貢献
「その他適格負債等」として、

「信頼性ある事前のコミットメント」(credible ex-ante commitments)の算入が認められている。これは、TLACが納税者負担に安易に依存せず秩序立った破綻処理を行うことを可能にする損失吸収力であることに鑑み、同様の機能を発揮することが法的に認められている各国の強靱な預金保険・破綻処理基金について、破綻後のプリッジ銀行等の資本再構築に法的障害がなく使用できる場合に、関係当局の同意のもとで算入可能とするものである。算入可能額は、19年1月1日からRWA比で2・5%、22年1月1日からはRWA比3・5%である。

日本の預金保険基金は1971年の設立以降、金融機関からの保険料収入等によって賄われ、責任準備金として積み立てることが求められている。また、この責任準備金の使途としては、救済金融機関や破綻金融機関等への金銭贈与や資金の貸付け、資産の買取り等が認められており、90年代に起こった日本の金融危機に加え、最近の破綻処理事例においても円滑な破綻処理

の実施に貢献してきた。このように、日本の預金保険基金は銀行の破綻時において事前積立金を活用する損失吸収、資本増強、流動性供給等の広範な機能を有していることから、TLACの最低水準に算入可能な「信頼性ある事前のコミットメント」にあたるものと考えられている。ただし、最終的には、CMGにおける議論を経て、関係当局の合意により認められるものであることには留意が必要である。

3. TLACの性質

後述のとおり、TLACには「外部TLAC」(External TLAC)と「グループ内TLAC」(Internal TLAC)とがあるが、いずれも以下を満たすものでなければならない。

■除外債務

TLACは、G-SIBsの破綻処理において、金融市場の危機を伝播させることなく、また、システム上重要な業務に障害を生じさせ重大な金融の不安定化をもたらしうる債務に損失負担を求めることなく、損失吸収ができるものであることが求

められる。

そこで、秩序立った破綻処理のために損失吸収させることが適当ではない債務が、除外債務(excluded liabilities)として列挙され、TLACから除外されている。具体的には、付保預金、要求払預金および満期まで1年未満の短期預金、デリバティブに基づく債務、仕組債、租税債務、無担保シニア債に優先する債務等があげられている。

■適格性

TLACは、G-SIBsの破綻時においても資金の引揚げ等により損失吸収力を減殺させることなく、破綻処理に確実に利用可能なものでなければならない。

そこで、除外債務以外の資本や債務のうち、TLACとしての適格性(eligibility)を有するもののみ算入が認められる（注10）。具体的には、払込済みであること、無担保であること、損失吸収力を減殺するような相殺条項やネットインクに服さないこと、残存期間が1年以上であること、保有者の側から期限前償還ができないこと等がTL

ACを構成するための適格要件としてあげられている。

4. 外部TLAC

■発行体

G-SIBsグループの外部から調達されるTLAC適格な債務（「適格外部TLAC」）は、原則として破綻処理の対象となる主体（resolution entity）から直接（directly）発行されていることが必要である。ただし、この直接性の例外として、22年1月1日より前に、一定の要件を満たす特別目的事業体（SPV）等のファンディングエンティティを通じて発行されたTLACについては、償還が行われるまでTLACへの算入が認められている。

■劣後性要件

TLAC適格負債は、債権者からの訴訟リスクや補償費用の発生リスク（注11）の懸念がなく、秩序立った破綻処理の実施が可能となるよう、除外債務と明確に区別できることが必要であり、また、破綻時において除外債務より前に損失を吸収できるものであることが必要である。

そこで、適格外部TLACとして算入するためには、原則として、次のいずれかの方法により、破綻処理の対象となる主体のバランスシート上における除外債務に対する劣後性を確保することが求められている。

①劣後条項等、契約により、除外債務に劣後していること（「契約上の劣後」(contractual subordination)）

②法律上の債権者順位において、除外債務に劣後していること（「法律上の劣後」(statutory subordination)）

③持株会社等の破綻処理の対象となる主体が、TLAC適格負債と同順位またはこれに劣後する除外債務を発行していないこと、つまり、破綻処理を実施しても除外債務が損失にさらされることを避けることが可能であること（「構造上の劣後」(structural subordination)）

劣後条項のないシニア債であっても、一定の要件を満たす持株会社が発行したものであれば、③に基づきTLACに算入することができる。

他方、子銀行から発行される

普通社債については、通常、債権者順位が同順位である付保預金やデリバティブ負債等の除外債務も同じ子銀行内に存在しているため、法的なリスクなくTLAC除外債務より前に損失吸収をできるものではないと考えられることから、原則として、TLACに算入することはできないとされている。

ただし、劣後性要件にも二つの例外が認められている（併用は不可）。第一に、破綻処理となる主体が発行する適格負債と同順位または劣後する除外債務が当該主体の適格外部TLACの5%を超えない等、一定の要件を満たす場合は、適格外部TLACの除外債務に対する劣後は不要とされている。これは、持株会社の事業運営上、そうした除外債務を一定程度維持することが不可避であること（注12）に配慮したものである。

第二に、破綻処理法制で定める例外的な場合に、破綻処理当局の権限により、除外債務の一部または全部を損失吸収または株式転換の対象外とすることが可能である国においては、19年

1月1日からRWA比で2・5%、22年1月1日からRWA比3・5%を上限として、TLAC不適格負債と同順位である債務をTLACへ算入することが認められている（注13）。

■償還制限

G-SIBs側が適格外部TLACを償還する際、TLAC規制上の最低水準を下回ることとなる場合は、監督当局による許可が必要とされている。

■準拠法

適格外部TLACは、原則として破綻処理対象となる主体の本拠地の法律に準拠しなければならない。ただし、拘束力のあたる法的な枠組みまたは法的に執行可能な契約により、関連する破綻処理当局による破綻処理の実効性および執行可能性が確保されている場合には、外国法準拠での発行も認められている。

■トリガー

適格外部TLACは、破綻処理当局が実効的に償却または株式への転換を行うための契約上のトリガーを有するか、関係する破綻処理当局がそれを行うことを可能とする法的仕組みに服

している必要がある。

5. グループ内TLAC

TLAC規制の主要な目的の一つとして、国境を越えて活動をするG-SIBsの破綻処理が秩序立ったかたちで行われるよう、ホスト当局による子会社資産のリングフェンス（囲い込み）のインセンティブを最小化し、金融システムの分断を回避する点があげられる。国際的な議論において提示されている破綻処理戦略のうち、いわゆるシングル・ポイント・オブ・エントリ（SPE）アプローチ（注14）においては、G-SIBsの破綻処理の際に、その重要な機能を維持するために、ホスト国において活動を行う重要な子会社グループについては破綻処理を行わず、発生した損失を破綻処理の対象となる持株会社が吸収することで、ホスト国の金融の安定が維持されるという信頼をホスト当局に与えることが重要である。

そこで、最終合意文書では、ホーム当局が主導するかたちでの国境を越えた破綻処理の円滑

な実行を可能とするため、破綻処理の対象となる持株会社等の主体に、海外の重要な子会社グループにおける損失吸収力を十分に確保させることが求められている。すなわち、破綻処理の対象となる持株会社等の主体は、適格外部TLACの発行により、調達した資金を、「グループ内TLAC」（Internal TLAC）を通じて出資や融資等により、

あらかじめ海外の重要な子会社グループへ分配し、必要な場合には子会社グループで生じた損失を吸収することが求められている。

なお、ホーム国の破綻処理当局が、国内にある子会社または子会社グループに対して、グループ内TLACに係る規定を適用することも排除されていない。

■発行体

グループ内TLACに係る規定が適用される海外の「重要な」子会社グループとは、①RWA、②営業収益、または③総エクスポージャーがグループ連結ベース比5%以上という数量的基準を満たすもの、もしくは④CMGにおいて重要な子会社

と特定されたものである。これらは、子会社単体ベースまたはその傘下にある主体を含めた子会社連結ベースで算出することとされている。

■所要水準

グループ内TLACの具体的な最低水準（Minimum Internal TLAC）は、重要な子会社グループが破綻処理対象の主体であったと仮定した場合に保有すべき外部TLACの最低水準の75（90%の範囲内において、ホスト当局がホーム当局と協議のうえで決定することとされ、ホスト当局がその算定を行うこととされている。

■性質・形式

グループ内TLACの基本的な性質（適格性）は、適格外部TLACと同様であり、除外債務は含まれない。また、除外債務に対する劣後性も要求される。

グループ内TLACは、国境を越えたG-SIBsの実効的な破綻処理を促進するため、原則として出資・融資等のかたちで海外の重要な子会社グループに対して事前に拠出されていることが求められる。ただし、ホ

ーム当局およびCMG内の関係するホスト当局の合意により、一定の要件を満たす担保付保証をグループ内TLACとすることも認められている。

6. 保有者規制

■FSBの最終合意文書の内容

国際的に活動を行う銀行がTLACに投資を行っている場合、G-SIBsの破綻時にTLACが損失を吸収することによりグローバルな銀行システム内で危機が伝播するリスクがある。

そこで、こうした銀行がTLACを保有するインセンティブを低減させることを通じて危機の伝播を未然に防ぐことが企図されている。具体的には、G-SIBsが他のG-SIBsの発行する負債を保有している場合、自己が発行するTLACまたは規制資本の算定上、保有相当額を控除しなければならないとされている。

ただし、国際的に活動を行うnon-G-SIBs（G-SIBs以外の銀行）がTLACを保有している場合の取扱いを含め、詳細についてはBCBS

で検討する旨が明記されている。
■BCBSの市中協議文書の概要

FSBによるTLAC規制の最終合意文書の公表に合わせて、BCBSから、TLACの保有者規制に係る市中協議文書が公表された（市中協議への意見提出期限は16年2月12日）。

市中協議文書では、BCBSからの提案として、G-SIBsも、規制資本以外のTLAC適格負債へのネットの投資額（ロングポジションからショートポジションを除いたもの）を自らのTier2から控除し、かりにTier2が足りない場合には、AT1、CE T1から控除することが示されている。バーゼルIIIで認められているようにに閾値（バーゼルIII上は自らのCE T1の10%）以下の保有は控除対象としないとされているが、具体的な閾値の水準や詳細な取扱については、今後BCBSで検討することとされている。なお、自らのTLACへの投資や、意図的にTLACを増加させるような持ち合いについては全額控

除することが示されている。

以上のBCBSの提案に加え、これまでBCBSで検討されてきた案として、次のようなものが示されると同時に、これらの案についても支持するコメントが可能とされている。

- ① TLACへの投資額に応じてCE T1から一定額を控除する
- ② TLACに対して懲罰的な（高い）資本賦課を設定する
- ③ 大口信用供与規制を用いた規制を実施する
- ④ G-SIBsはG-SIBsから控除し、他の銀行は大口信用供与規制を用いた規制を実施する

なお、規制対象となるTLACの保有の定義に関して、以下の債務への投資もTLACへの投資とみなすこととされている。

- ① 残存期間以外のTLAC要件を満たす債務（残存期間が1年未満となったことでTLACでなくなったもの等）
- ② TLACと債権者順位上同順位となる債務
- ③ 劣後性要件に係る二つ目の特例（前述）によってTLACとなりうるシニア債のうち、発行時残存期間が1年以上のもの

また、新興国のG-SIBsが発行した債務も対象とすることが明記されている。

7. 開示

破綻処理の信頼性および実行可能性を高め、市場規律を強化するため、G-SIBsは、破綻処理対象となる主体および重要な子会社グループを構成する個々の法的主体が発行する外部TLACおよびグループ内TLACの額、満期、構成について開示しなければならないとされている。

また、G-SIBsの債権者その他のカウンターパーティーにどのような順序で損失吸収が行われるのかを理解できるように、① G-SIBsのグループ内で破綻処理の対象となる主体は、少なくとも債権者順位上、TLAC適格負債と同順位またはこれに劣後する負債の額、性質および満期について、さらに、② G-SIBsの重要な子会社を構成する法的主体は、破綻処理の対象となる主体に発行するグループ内TLACと同順位またはこれに劣後する負債について

開示しなければならないとされている。ただし、開示の詳細については、BCBSが特定することとされている。

8. 実施時期

■適用開始

前述のとおり、TLAC規制の適用開始の第1段階は19年1月1日であり、第2段階として、22年1月1日からTLACの最低水準が引き上げられることとなっている。

■新興国の特例

最終合意は、各国で異なるG-SIBsの経営環境や市場環境等に配慮したものとなっており、新興国に本拠地をおくG-SIBsについては、TLAC規制の適用開始時期を、第1段階25年1月1日、第2段階28年1月1日としている。

ただし、新興国における市場の成長度合いを勘案し、一定の要件を満たした場合には適用開始時期は前倒しされる。すなわち、20年11月までに当該新興国の社債市場の規模が年間名目GDP対比で55%を超えた場合、その3年後から第1段階、さら

にその3年後から第2段階の規制の適用を開始することとされている。また、この55%という閾値は19年にレビューされることとなっている。

■見直しの実施

FSBは、19年末までにTLACの実施に係る技術的な点について見直しを行うこととしている。現時点では見直しの具体的な項目等は明らかとなっていないが、「技術的な点」と明示されていることから、TLACの所要最低水準については当該見直しの対象ではないと解されている。

■新規G-SIBs等の扱い

16年から18年末までの間に新たにG-SIBsに選定された金融機関は、22年1月までに連結ベースのRWA比18%、LRE比6・75%以上のTLACを確保しなければならないとされている。19年以降にG-SIBsに選定された金融機関も、選定後36カ月以内に同様の水準を満たさなければならない。

* * *

一般の最終合意により、G-SIBsに対しKAに沿った破

綻処理を行うためのツールが一通り出揃ったことになる。最終合意の内容は、G-SIBsが破綻処理のために備えるべき損失吸収力の必要性と、各国で異なる市場環境や破綻処理制度、金融機関のビジネスモデルの違い等をふまえたバランスのとれたものとなっていると考えられるが、今後は、各国において本合意に従って制度整備を進めていく必要がある。同時に、各国が協調して、KAに沿って整備された破綻処理制度を円滑に実施可能なものとするため、その運用上の課題への取組みを進めていくことが重要である。

FSBにおけるTLACの最終合意を受け、すでにスイスやアメリカがTLACや長期債発行に関する規制案を公表している。イギリスも、BRRD（欧州銀行再建・破綻処理指令、注15）で発行者義務付けられるMREL（注16）に係る規制案を公表し、TLACの最終合意に沿ってG-SIBsに対するMRELの設定を行う意向を表明している。また、前述のとおり、BCBSにおいて引き続きTL

ACの保有者規制や開示についての議論が行われることとなっており、FSBにおいても16年末までにグループ内TLACの実施についてさらなる検討が行われる予定である。

今後、金融庁としても、19年からTLAC規制を実施すべく前記の国際的な議論の動向をふまえていく制度整備等の準備を進めていく予定であるが、同規制の円滑な導入にあたっては、国内外のG-SIBsの規制対応に向けた取組みや、そうした取組みが市場や実体経済へ及ぼす影響を注視していくことが重要と考えられる。あわせて、今後国際的に続けられていく破綻処理制度の円滑な運用・実施に関する課題の解決に向けた議論に貢献してまいりたい。

（注）1 15年11月にFSBから公表

されたリストによれば、世界から30行、日本からは、三菱UFJフィナンシャル・グループ（FG）、三井住友FG、みずほFGの3銀行グループがG-SIBsに指定されている。

2 KA (Key Attributes of

Effective Resolution Regimes for Financial Institutions) は、

08年9月のリーマン・ブラザーズの破綻等に端を発した国際的な金融危機をふまえ、FSBが11年10月に策定（14年10月改定）し、11年11月のカンヌ・サミットにおいて、いわゆる「大きすぎてつぶせない」(too big to fail) 問題に対応する破綻処理制度に関する新たな国際基準として合意されたものである。

KAに基づき、各国は破綻処理制度の整備を進め、FSBにおいてもKAの実施を推進するための基準策定等の作業が行われてきた。日本でも、13年6月に預金保険法等の一部改正が行われている。

3 影響度調査の結果については、TLAC最終合意文書と同時に公表された「TLAC影響度調査の結果の要旨を参照。

4 市中協議で寄せられた意見については、<http://www.fsb.org/2015/02/public-responses-to-the-november-2014-consultative-document-adequacy-of-loss-absorbing-capacity-of-global-systemically-important-banks-in-resolution/>を参照。また、市中協議の結果をふまえた最終合意文書における変更点につい

T L A C最終合意の概要

ては、「T L A C原則及びタ
ムシートに対する市中協議後の
改定の概要」を参照。

5 第2段階におけるL R E比
6・75%という水準は、第1段
階で求められるL R E比6%を、
R W A比の引上率と同率で引き
上げたものである(6%×18÷
16=6・75%)。

6 19年1月時点でのR W A比
の最低水準については、次のよ
うな考え方ができる。さらに、
バーゼルⅢ上求められる自己資
本比率と同水準(連結ベースR
W A比8%)の自己資本を保有
している銀行が破綻し、自己資
本の全部が毀損したとする(自
己資本比率0%)。この状態で
破綻処理を開始した場合、破綻
処理実施後のブリッジ金融機関
等がバーゼルⅢで求められる自
己資本比率を再度満たすために
必要な資本再構築力は、連結ベ
ースR W A比8%である。この
場合は、自己資本の毀損分8%
と資本再構築に必要な8%の合
計16%を確保すれば円滑な破綻
処理が可能といえる。22年1月
以降の最低水準が連結ベースR
W A比18%に引き上げられてい
るのは、各G-I S I Bがバーゼ
ルⅢで求められる最低自己資本
比率8%を上回る自己資本を通

常確保していることをふまえ、
市場の信認を得るためには再建
後も最低水準の8%に加え一定
のバッファを確保することが
望ましいという点や、こうした
バッファを確保するために必
要となる一定期間を経過してい
ること等をふまえたものである。
7 K A 8参照。

8 K A 10・1において、破綻
処理当局は、少なくともG-I S
I F I sについて、定期的に破
綻処理の実現可能性の検証を実
施すべきとされている。

9 これは、①銀行グループの
破綻処理を行う際、C E T Iに
ついては特段の手続なく子会社
内の損失吸収が行われる一方、
A T IおよびE n t r yに損失吸収
させるためには清算手続等を含
む破綻処理手続が必要となる場
合があること、また、②ある子
会社の損失吸収力(C E T Iを
含む)を他の子会社で発生した
損失の吸収にあてることが困難
であることによると考えられる。
10 T L A Cの適格要件を満た
さない債務について、破綻処理
のなかで損失吸収することが否
定されているわけではない。
11 "no creditor worse off
than in liquidation"(NCWOL)
principle (いかなる債権者も清

算手続に比べて不利に扱われな
いとする原則)に基づくもの。

同原則は、金融機関の破綻処理
に際し、その債権者が金融機関
の清算を行ったとして最低限受
領すべきものを受領していない
場合に、補償を受ける権利を有
すべきとするものである。K A
5参照。

12 たとえば、公共料金、賃料、
およびサービス料に係る債務、
給与債務、ならびに租税債務等
のうちT L A Cと同順位となる
ものが想定される。

13 当局による信頼性のある事
前コミットメントと同一の水準
である。

14 S P E (Single Point of En-
t r y) アプローチとは、単一の
当局が、グループ最上位の親会
社または持株会社に破綻処理
権限を適用し、子会社について
は破綻処理を行わず事業を継
続させる破綻処理戦略をさす。
一方、M P E (Multiple Point of
Ent r y) アプローチとは、複数
の当局が、グループ内の各部分
に対して破綻処理権限を行使
する破綻処理戦略をさす。
15 B R R D (EU Bank Recov-
ery and Resolution Directive) は、
14年4月に欧州議会、5月に
欧州連合理事会により採択され、

15年1月に発効した。B R R D
45条は、銀行にM R E Lの発行
を義務付けている。

16 M R E L (Minimum Re-
quirement for own funds and
Eligible Liabilities) は、B R
R D下の欧州地域で適用され
る規制であり、銀行の破綻時
の損失吸収・資本再構築力を
確保する点でT L A Cと共通
の目的に立っているが、G-I
S I B s以外の銀行も広く適
用対象とし、個別銀行に適し
た破綻処理戦略に基づいて設
定される等、異なる点も多い。

たかなし ゆうた

07年東京工業大学理学部卒、金
融庁入庁。14年スタンフォード
大学経営大学院修了(M B
A)、14年7月から現職。

こぼり たくや

11年京都大学法科大学院修了、
金融庁入庁。14年カリフォルニ
ア大学バークレー校法科大学院
修了(LL M)、15年コロンビア
大学国際公共大学院修了(M P
A)。15年7月から現職。